

資料編

資料 1 計画策定までの経過

年度	年月日	策定経過
令和3年度	令和4年1月21日	令和3年度第2回環境審議会 ・次期江別市環境管理計画について
令和4年度	令和4年7月6日 ~7月22日	江別市の環境についての市民・事業者アンケートの実施
	令和4年9月27日	令和4年度第1回環境審議会 ・次期江別市環境管理計画の策定について
	令和4年12月21日	令和4年度第2回環境審議会 ・次期江別市環境管理計画の策定について
	令和5年2月15日	第1回江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会
	令和5年3月15日	令和4年度第3回環境審議会 ・第2次江別市環境管理計画の策定について
令和5年度	令和5年5月30日	第2回江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会
	令和5年6月29日	令和5年度第1回環境審議会 ・第2次江別市環境管理計画 兼 江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策と成果指標案について
	令和5年8月23日	第3回江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会
	令和5年11月1日	第4回江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会
	令和5年11月9日	令和5年度第2回環境審議会 ・第2次江別市環境管理計画兼江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）と諮問について
	令和5年11月28日 ~12月27日	第2次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）についてのパブリックコメント（市民意見募集）の実施
	令和6年1月24日	第5回江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会
	令和6年2月1日	令和5年度第3回審議会 ・第2次江別市環境管理計画 兼 江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画案と答申案について
	令和6年2月6日	審議会より、第2次江別市環境管理計画兼江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について市長へ答申

資料 2 環境審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

令和 6 年 2 月 1 日現在

選出区分	氏名	推薦団体・機関等
学識経験者	◎水野 信太郎	北翔大学
	○沢田 信之	北海道電力株式会社 総合研究所
	石川 英子	江別消費者協会
	鴻野 徹	江別商工会議所
	郷 仁	一般社団法人 江別医師会
	佐藤 壤二	一般社団法人 江別青年会議所
	高川 一伸	江別市自治会連絡協議会
	西脇 崇晃	弁護士法人 江別法律事務所
	布施 望	道央農業協同組合
	村上 和吉	江別工業団地協同組合
関係行政機関	吉田 磨	酪農学園大学
	秋山 雅行	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所
市民公募	久保 修	札幌方面江別警察署
	折本 瑞樹	環境推進員
	加藤 真衣	環境推進員

※会長、副会長を除き各区分で 50 音順、敬称略

資料 3 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る協議会名簿

◎座長

令和 6 年 1 月 24 日現在

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	◎吉田 磨	酪農学園大学
事業者	藤井 貴規	旭川ガス株式会社 江別支社
	苅谷 圭輔	王子グリーンエナジー江別株式会社
	坂口 浩昭	王子グリーンエナジー江別株式会社
	川口谷 仁	株式会社 Kalm 角山
	渡邊 工	株式会社 Kalm 角山
	腰原 久郎	株式会社 北海道銀行 野幌支店
	藤原 伸成	株式会社 北海道銀行 野幌支店
地域協議会、 市民団体	安倍 隆	えべつ地球温暖化対策地域協議会
	星 智子	日本リサイクルネットワーク・えべつ
地球温暖化防止 活動推進員、 環境推進員	岡崎 朱実	北海道地球温暖化防止活動推進員
	干野 里佳	環境推進員
関係行政機関	村田 和陽	江別市 生活環境部 環境室 環境課 脱炭素・環境計画推進担当

※敬称略

資料 4 諮問書・答申書

5 環 第 135 号
令和 5 年 11 月 9 日

江別市環境審議会
会長 水野 信太郎 様

江別市長 後 藤 好 人

諮 問 書

江別市の環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するため、市民、事業者及び市が、それぞれの責務のもとに取り組む各種の環境施策を「第 2 次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (案)」として取りまとめましたので、江別市環境基本条例第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、ご審議くださるよう諮問いたします。

記

- 1 諮問事項
第 2 次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に当たり、次期江別市総合計画との整合性を図りつつ、環境施策に関してご意見をいただきたい。
- 2 計画期間
令和 6 年度～令和 1 5 年度
- 3 答申期限
令和 6 年 2 月

令和 6 年 2 月 6 日

江別市長 後 藤 好 人 様

江別市環境審議会
会長 水野 信太郎

答 申 書

令和 5 年 11 月 9 日付け 5 環第 135 号で諮問を受けた「第 2 次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」につきまして、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、江別市の環境の保全及び創造を推進する計画として、適切な内容であると認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 「第 2 次江別市環境管理計画 兼 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲げる、環境の将来像「豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち」の実現に努めること。
- 2 市民・事業者が環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動に取り組むことができるよう、恵まれた自然環境を有効に活用して環境教育・環境学習の機会を創出し、環境団体・教育機関との連携・協働を進めるなど、地域が一体となった取組の促進に努めること。
- 3 脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者・関係団体などと地球温暖化対策を進めるため、脱炭素や地球温暖化に関する問題意識を共有し、誰もが率先して環境の取組を実践できるまちづくりの推進に努めること。
- 4 本計画の進行管理に当たり、施策進捗状況を定期的に検証し、その成果について市民にわかりやすく公表すること。

資料 5 江別市の環境についてのアンケート調査結果概要

(1) 調査概要

次期環境管理計画の策定作業を進めるに当たり、「市民」や「事業者」の皆様の環境に対する考え方や取組などを把握するために、本調査を実施しました。

	江別市の環境についての市民アンケート	江別市の環境についての事業者アンケート
調査対象	●江別市に居住する18歳以上の市民から無作為に1,300名を抽出	●江別市に所在する事業所から無作為に300事業所を抽出
回収率	●30.2% (392人)	●36.3% (109事業者)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●回答者属性 ●江別市の環境全般について ●環境に関連する取組の満足度について ●環境配慮行動の実施状況について ●地球温暖化・エネルギーについて ●環境学習について ●環境に関する情報について ●自由意見 	<ul style="list-style-type: none"> ●回答事業者属性 ●環境に関する体制や考え方について ●環境配慮行動の実施状況について ●地球温暖化・エネルギーについて ●環境教育・環境経営について ●環境に関する情報について ●自由意見
調査期間	●令和4年7月6日～7月22日	

【調査結果の見方】

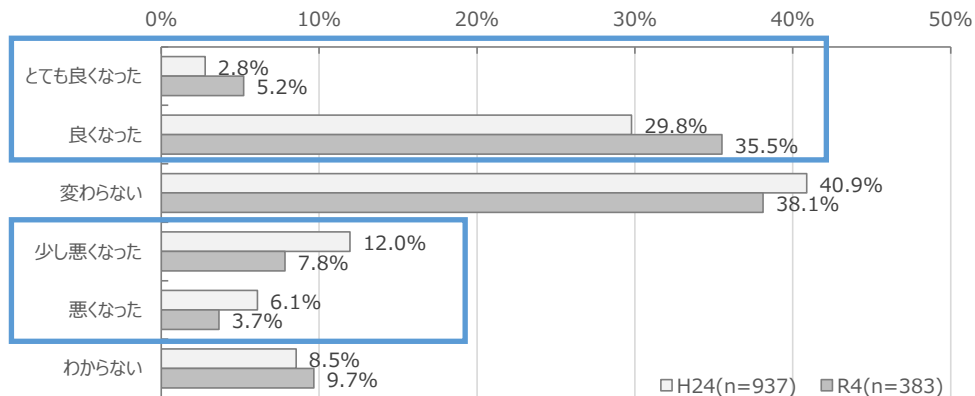
○四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

○回答者数は「n=●●」で示していますが、無回答は集計から除外しているため、全体の回収数と設問ごとの回答数は異なる場合があります。

(2) 市民アンケート調査結果の概要

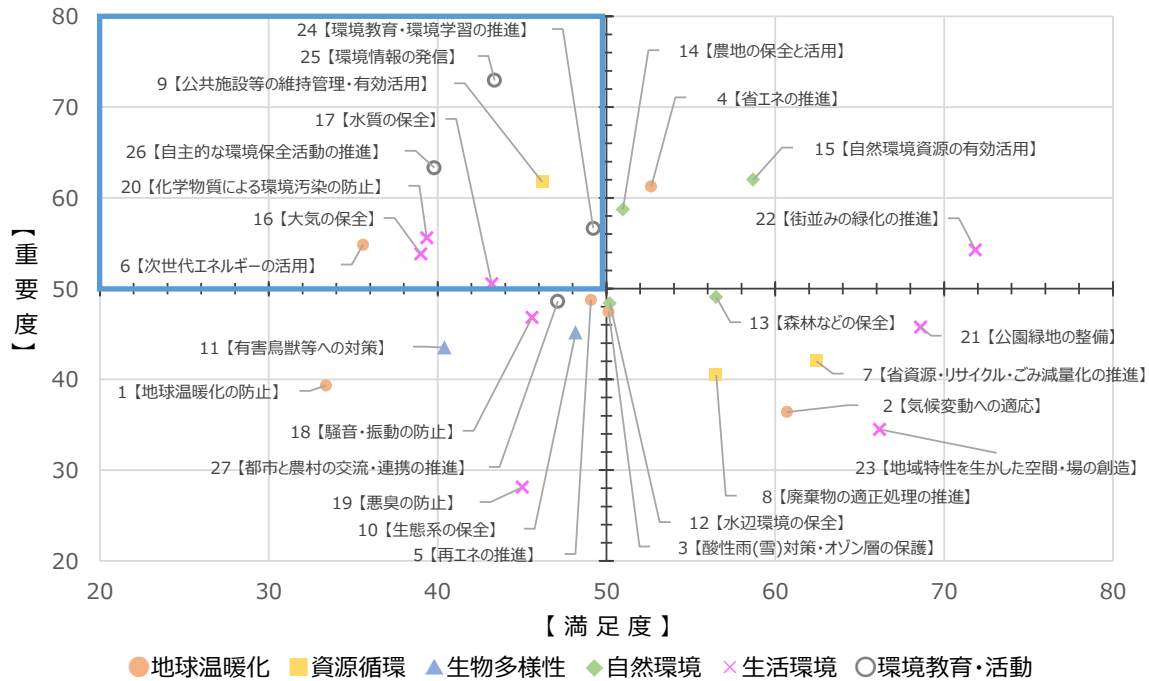
① 住み始めてからの江別市の環境の変化

「住み始めてからの江別市の環境」は、前回結果（平成24（2012）年）よりも「良くなった」と思う人が多く、「悪くなった」と思う人が少ない状況でした。そのため、住みよい環境になってきていると考えられます。



② 市内の環境に対する評価のCS分析

「環境に関連する取組の満足度」についてCS分析を行った結果、改善度の高い項目（満足度が低く、重要度が高い項目）には「環境教育・活動」と「生活環境」の分野が多く挙げられており、市民の注目度が高い状況でした。



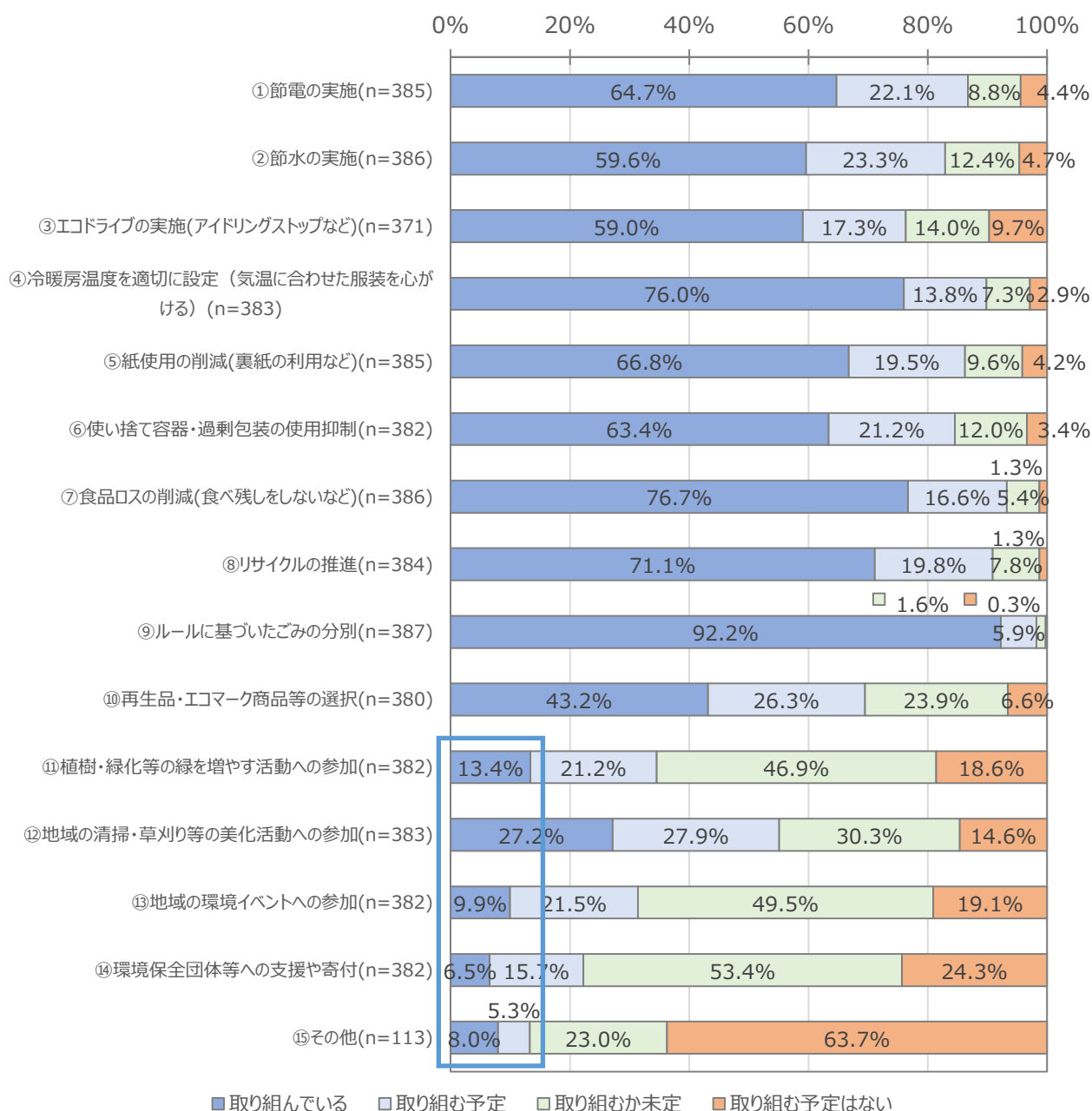
市内の環境に対する評価		満足度	重要度	改善度	順位
環境教育・活動	25 【環境情報の発信】	43.37	72.95	16.22	1
環境教育・活動	26 【自主的な環境保全活動の推進】	39.80	63.32	15.37	2
地球温暖化	6 【次世代エネルギーの活用】	35.58	54.83	10.73	3
生活環境	20 【化学物質による環境汚染の防止】	39.36	55.58	9.70	4
資源循環	9 【公共施設等の維持管理・有効活用】	46.19	61.77	8.65	5
生活環境	16 【大気の保全】	39.01	53.82	8.30	6
地球温暖化	4 【省エネの推進】	52.65	61.26	4.08	7
環境教育・活動	24 【環境教育・環境学習の推進】	49.22	56.63	3.83	8
自然環境	14 【農地の保全と活用】	50.98	58.71	3.76	9
生活環境	17 【水質の保全】	43.21	50.52	3.74	10
地球温暖化	1 【地球温暖化の防止】	33.38	39.33	2.70	11
自然環境	15 【自然環境資源の有効活用】	58.69	62.01	1.50	12
生物多様性	11 【有害鳥獣等への対策】	40.41	43.52	1.41	13
環境教育・活動	27 【都市と農村の交流・連携の推進】	47.12	48.60	0.68	14
生活環境	18 【騒音・振動の防止】	45.60	46.81	0.55	15
地球温暖化	5 【再エネの推進】	49.09	48.75	-0.15	16
自然環境	12 【水辺環境の保全】	50.20	48.38	-0.95	17
地球温暖化	3 【酸性雨(雪)対策・オゾン層の保護】	50.13	47.46	-1.35	18
生物多様性	10 【生態系の保全】	48.17	45.17	-1.39	19
自然環境	13 【森林などの保全】	56.50	49.08	-3.87	20
生活環境	19 【悪臭の防止】	45.02	28.12	-8.02	21
生活環境	22 【街並みの緑化の推進】	71.86	54.25	-8.41	22
資源循環	8 【廃棄物の適正処理の推進】	56.50	40.49	-10.16	23
生活環境	21 【公園緑地の整備】	68.62	45.73	-12.29	24
資源循環	7 【省資源・リサイクル・ごみ減量化の推進】	62.45	42.00	-12.77	25
地球温暖化	2 【気候変動への適応】	60.70	36.41	-15.99	26
生活環境	23 【地域特性を生かした空間・場の創造】	66.18	34.50	-22.10	27

※CS分析とは、あることがらに対して、関連する項目ごとの満足度と総合的な満足度を答えてもらい、その相関性から、改善すべき優先度が高い項目を分析する手法です。また、CS分析は結果が見やすいように偏差値を利用しているため、50を基準として、上回るほど満足度・重要度が高く、下回るほど満足度・重要度が低い結果となります。

③ 現在取り組んでいる環境配慮行動

「省エネ行動」に取り組んでいる市民が多く、特に「ごみの分別」など廃棄物に関する取組が広く普及してきていますが、一方で「環境学習・活動などへの参加」については参加している方が少なく、「今後行う予定がない」も他の項目と比べて多い状況でした。

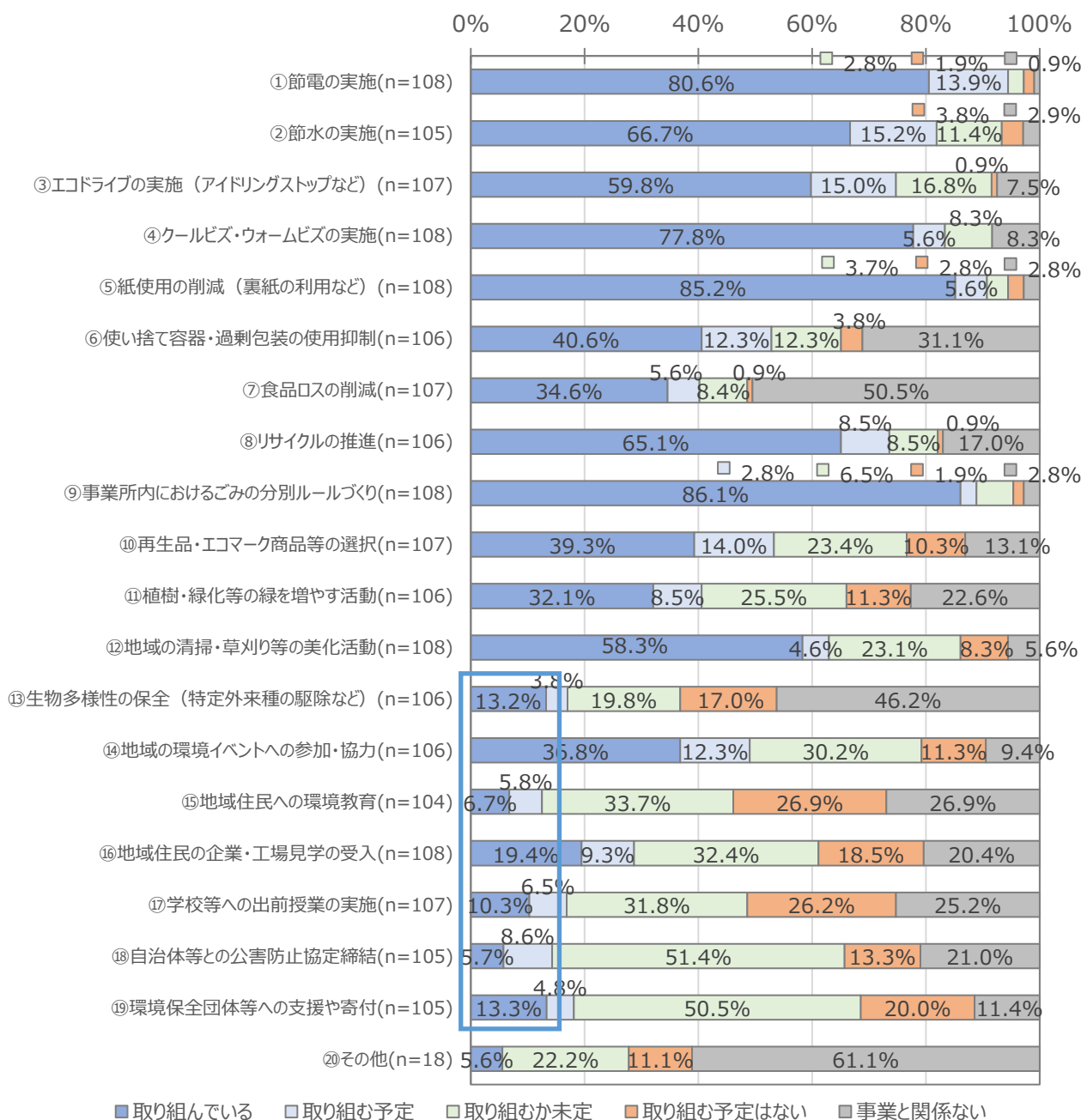
しかし、「取り組むか未定」という意見も多く、意欲が低いわけではないため、情報発信や意識啓発などで市民参加を促すことが重要になると考えられます。



(3) 事業者アンケート調査結果の概要

① 現在取り組んでいる環境配慮行動

多くの事業者が「省エネ行動」に取り組んでおり、取組が普及してきていますが、一方で、「地域住民への環境教育」や「出前講座の実施」など地域の環境に関する取組はあまり実施されていません。そのため、地域と事業者との連携を進めることが重要になると考えられます。



資料 6 江別市環境基本条例（平成 11 年条例第 23 号）

前文

私たちの郷土江別は、石狩平野の中央部に位置し、原始林と石狩川にいだかれ、その恵み豊かな自然は、私たちに四季折々の季節感を与えてくれている。

私たちは、良好な環境のもと、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに、社会経済活動や都市のあり方、生活様式を問い直し、環境に配慮した新たな社会をつくりあげていかなければならない。

このような認識のもとに、環境の保全及び創造を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい江別を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境へのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 動植物の生育環境等に配慮し、生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること。
- (3) 身近な自然を確保するとともに、個性豊かな都市景観の創造など、潤いと安らぎのある良好で快適な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用等を促進すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境管理計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を定める環境管理計画を推進するものとする。

- 2 市長は、環境管理計画を変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、江別市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、環境管理計画を変更したときは、これを公表するものとする。

(公表)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の内容を公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康及び生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者との協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止を図るために、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減等に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）の活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するために必要があるときは、適正な支援等その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源リサイクル等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるために、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境教育等の推進及び前条に規定する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制整備)

第19条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の状況の調査研究に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、健全な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映及び環境推進員)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市民の意見の反映等に資するため、環境推進員を置くものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造について調査審議するため、江別市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(1) 本事業の背景と目的

① CO₂ など温室効果ガスによる温暖化など気候変動の進行

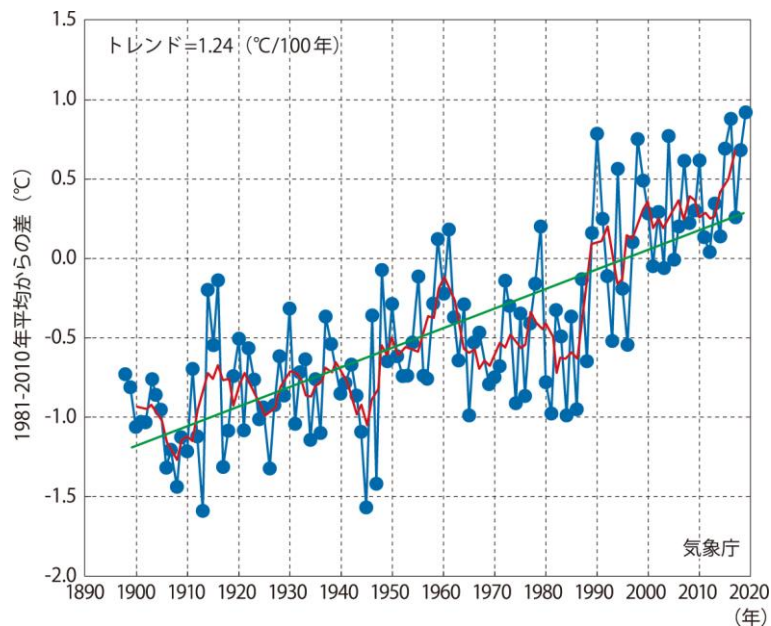
人間活動により排出された CO₂ など温室効果ガスの影響により、温暖化など気候変動が起こり、海面上昇、想定外の災害発生、生態系への影響があらわれています。これらの進行を防ぐには、CO₂ 排出量の大幅な削減が必要で、気温上昇を 1.5℃以内に抑えるには令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実施ゼロ（カーボンニュートラル）とする必要があるとされています。

② 2050 年カーボンニュートラル宣言と地域に求められる行動

令和 2(2020)年 10 月、国が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言して以降、令和 3(2021)年には地球温暖化対策推進法改正、第 6 次エネルギー基本計画が策定され、脱炭素へ向けた具体的な動きが始まりました。その中で「地方創生につながる再エネ導入を促進」・「電源構成で令和 12(2030)年に再エネ 38%導入」など、地域での再エネ導入が求められています。

③ 地域特性を踏まえた、再エネ導入への取組の基礎

地域の関係者が主体となって再エネ導入を推進していくため、本事業において、地域の自然的・社会的・経済的特性を踏まえた再エネ導入可能性や CO₂ 排出量削減効果等を調査しました。この結果は、令和 32(2050)年に向けた取組の基礎となるものです。



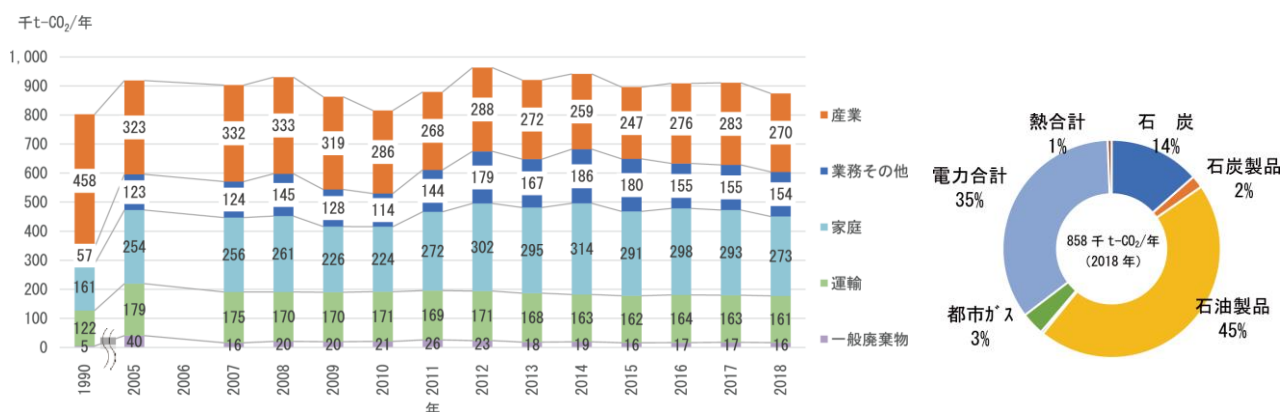
出典：国土交通白書 2020

(2) 温室効果ガスの排出状況

市全体では、平成 30（2018）年度に 874 千 t-CO₂ を排出しています。

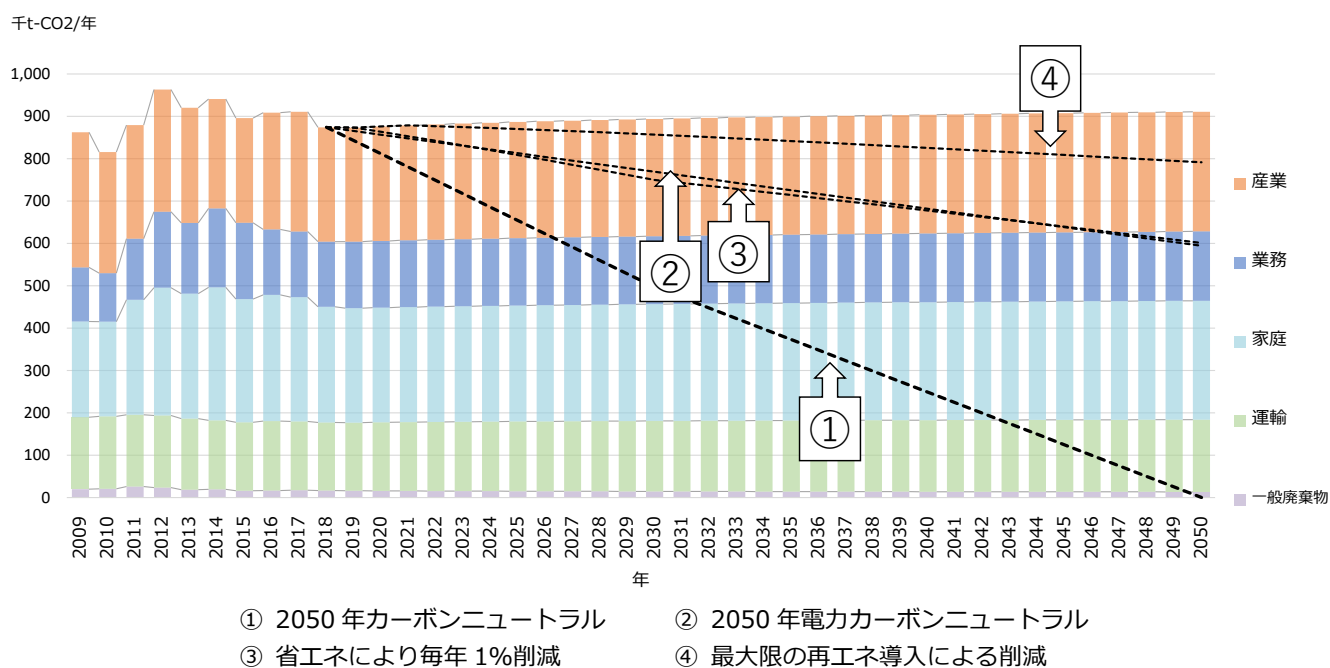
エネルギー種別の内訳を見ると、CO₂ 排出量割合が大きい順から、石油製品が 45%、電力が 35%、石炭が 14%となっています。

石油製品は産業・家庭・運輸がそれぞれ 2～4 割を占め、電力は家庭と業務その他部門が 8 割を占めています。



(3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

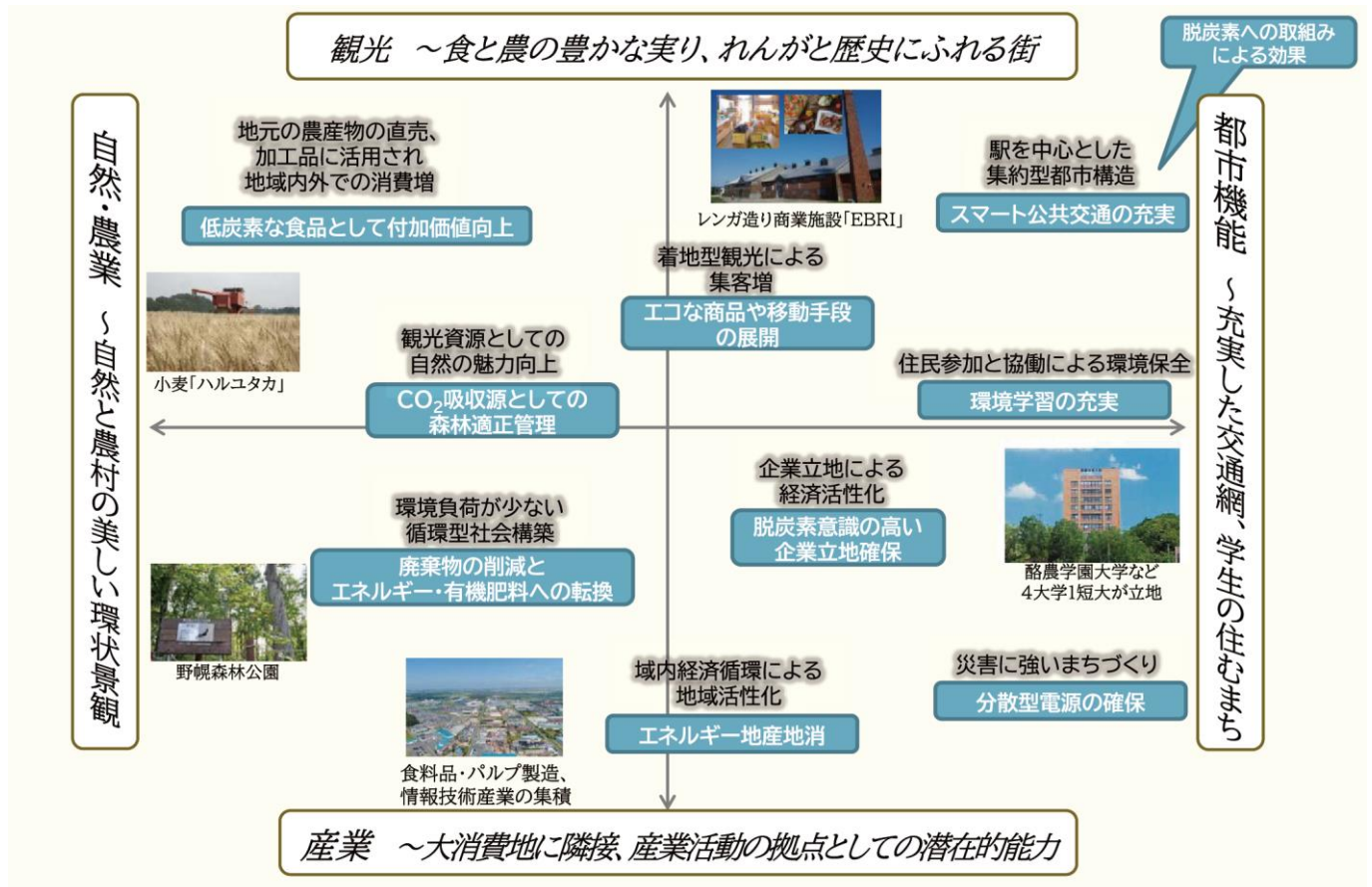
追加的な対策をとらずにこのままの生活を続けた場合、CO₂ 排出量はほとんど変化していません。そのため、再エネ導入や省エネなど、複数の対策の組み合わせが必要です。



(4) 脱炭素を達成した姿：将来ビジョン

令和 32（2050）年のカーボンニュートラルを達成するには、省エネ・再エネの導入拡大という、市民にとって新たな負担と見られがちな取組に対して、市民自らそこにメリットと動機を見出すことができ、地域が目指す姿の実現に結び付くものとして取り組んで行けるよう、地域の関係者が共通意識を持つことが重要です。

ここでは、既存の地域計画等で示された目指す将来像、例えば「域内経済循環による地域活性化」や「災害に強いまちづくり」について、令和 32（2050）年カーボンニュートラル（脱炭素社会）実現への取組による効果「エネルギー地産地消」や「分散型電源の確保」が、将来像の実現を後押しするものとイメージできるよう、将来ビジョンを以下のとおり描きました。



(5) 再エネ導入可能性と導入目標

本調査の結果、江別市の再エネ導入可能性と CO₂ 排出量削減効果は、合計 119,443t-CO₂/年（119 千 t-CO₂/年）と算出されました。これは、令和 32（2050）年における本市の CO₂ 排出量 911 千 t-CO₂/年に対して、13%削減の寄与となります。

	再エネ種別	利用モデル 導入ポテンシャル等	再エネ生産量	CO ₂ 排出量削減効果 (t-CO ₂ /年)
環境共生型	太陽光発電	公共施設、住宅、遊休地への設置等	電気 161,150MWh/年	95,563
	風力発電	・候補地 2 エリア ・4MW 大型風車×4 基	電気 35,320MWh/年	20,945
	小水力発電	全般的に平坦な地形なため水力発電に必要な落差や水量がなく現時点では可能性は低い	—	—
生活・産業資源循環型	バイオマス (廃棄物系)	乳用牛ふん尿、生ごみ、し尿のバイオガスプラント処理	・電気 2,556MWh/年 ・熱 400kL/年（灯油換算）	2,513
	バイオマス (木質)	風倒木や支障木などの業務用暖房、家庭薪ボイラーへの利用	・熱 44kL/年（灯油換算）	108
	バイオディーゼル燃料 (BDF)	廃食用油から BDF を製造し重量車の燃料として利用	・軽油代替燃料 12 万 kL	314
	合計	—	—	119,443

また、各再エネについて、「資源賦存量」・「経済性」・「まちづくりの方向性との合致」・「脱炭素以外の環境課題等への寄与」など複数の視点から、3段階で導入可能性を評価したところ、以下の通りの評価となりました。

- ◎：市の自然条件や社会条件に適しており、現状での導入可能性が高いと考えられるもの
- ：今後の技術開発動向や法律・制度の整備によって、将来的に導入の見込みがあると考えられるもの
- △：技術的に困難か、採算性が著しく悪いもの、現状の資源の利用体制を妨げる恐れのあるもの

	再エネ種別	利用モデル	導入可能性(総合評価)					啓発による効果
				賦存量	経済性	まちづくりの方向性との合致	脱炭素以外の環境課題等への寄与	
環境共生型	太陽光発電	公共施設、公営住宅(屋根・壁面)	◎	◎	◎	◎	◎	—
		一般住宅、民間事業所(屋根・壁面)	◎	◎	○	○	◎	◎
		市遊休地(野立て)	○	◎	○	○	△	—
	風力発電	候補地2エリアでの大型風車	○	○	△	△	△	△
	小水力発電	—	△	△	—	—	—	—
生活・産業資源循環型	バイオマス(廃棄物系)	乳用牛ふん尿、生ごみ、し尿のバイオガスプラント処理	◎	◎	○	◎	◎	◎
	バイオマス(木質)	風倒木や支障木などの業務用暖房、家庭薪ボイラーへの利用	◎	◎	△	◎	○	—
	バイオディーゼル燃料(BDF)	廃食用油からBDFを製造し重量車の燃料として利用	◎	◎	—	◎	—	◎

(6) 将来ビジョンや再エネ導入目標達成のための政策、施策に関する検討

(5) で整理した再エネ導入ポテンシャルがある中で、江別市としてこれらを導入拡大していくにはどのような取組が必要かを検討しました。

具体的には、令和 32（2050）年に向けた国や各自治体の取組事例なども参考に、太陽光発電・風力発電・バイオマス、また再エネを利用する側として、エネルギー需要サイドの取組についてを以下に整理しました。

	再エネ種別	利用モデル	短期的取組 (～2030年)	中長期的取組 (～2050年)
環境共生型	太陽光	・公共施設、公営住宅（屋根・壁面）	・国等の補助事業を活用した太陽光発電設備設置の詳細調査の実施 ・屋根貸しマッチング事業の実施（札幌市で事例有）	・公共施設等の改修・更新に合わせた太陽光発電設備の導入
		・一般住宅、民間事業所（屋根・壁面）	・太陽光パネル共同購入（北海道）など支援策の継続的な検索と地域住民等への情報提供 ・再エネ施設に対する固定資産税の減免などの支援拡大	・工業団地など再エネ促進区域の設定による集中的な太陽光発電設備設置の推進 ・再エネ省エネ機器導入補助制度の導入（札幌市で事例有）
		・市所有遊休地（野立て）	・国等の補助事業を活用した太陽光発電設備設置の詳細調査の実施 ・オフサイト PPA の動向に合わせた遊休地の土地貸しの検討	・工業団地など再エネ促進区域の設定による集中的な太陽光発電設備設置の推進
	風力	・候補地 2 エリアでの大型風車	・市民ファンドによる市民風車（石狩市、浜頓別町）など道内を中心とした事業事例の情報収集	・導入に向けた詳細調査と風車の段階的設置（事業者との連携）
	小水力	—	・小規模や農業用水などでの小水力発電の動向について情報収集	・技術革新などに合わせた、市内の賦存量での導入可能性の検討、導入
	生活・産業資源循環型	バイオマス（廃棄物系）	・乳用牛ふん尿、生ごみ、し尿のバイオガスプラント処理	・市内既存バイオガスプラントを活用した地域住民、事業者への情報提供
バイオマス（木質）		・風倒木や支障木などの業務用暖房、家庭薪ボイラーへの利用	・焼却処分から資源活用への転換の検討 ・公共施設等の改修・更新に合わせた業務用暖房導入	・再エネ省エネ機器導入補助制度の導入（札幌市で事例有） ・森林の適正管理との連携による木質バイオマス資源の確保と利活用
バイオディーゼル燃料（BDF）		・廃食用油から BDF を製造し重量車の燃料として利用	・既存の廃食用油回収組の普及啓発	・BDF 燃料車を活用したエコツアーなど見える形での普及啓発活動の実施
エネルギー需要サイド			・行政車両の積極的な次世代自動車への転換と地域住民、事業者への啓発 ・電力販売株式会社と連携した地域住民、事業者への再エネ購入の啓発	・地産地消を主体とした再エネの利用拡大 ・技術革新に合わせた非化石燃料の利用拡大（水素・バイオエタノール等）

資料 8 江別市内の主な再生可能エネルギー導入施設の一覧

(令和5(2023)年9月現在、江別市環境課把握分)

再エネ種類	導入施設	発電能力(kW)
太陽光 	(株)レーベングリーンエナジー	1,935
	ACA エナジー2号(同)	1,557
	江別ノーザンフロンティア発電所	1,500
	サンファーム 麦の里江別 上江別太陽光発電所	1,500
	那須南エコファーム江別太第2発電所	957
	江別グリーンエコエナジー発電所	878
	丸メフードシステム江別太発電所	874
	タイヨウグループ太陽光発電所	853
	那須南エコファーム江別太第1発電所	785
	美原太陽光発電所	500
	江別第一小学校	20
	江別第一中学校	20
	江別太小学校	20
	江別第二小学校	20
	市営住宅新栄団地 D棟	19.4
	市営住宅新栄団地 E棟	19.4
	市営住宅新栄団地 F棟	19.1
	市営住宅新栄団地 B・C棟	18.2
	いずみ野小学校	17.8
	市営住宅新栄団地 A棟	17.5
	酪農学園大学	15
江別市役所(本庁舎)	10.2	
北海道電力(株)総合研究所	10	
(地独)北海道総合研究機構産業技術研究本部食品加工研究センター	10	
家畜糞尿バイオガス 	(株)Kalm(カーム)角山	300
	(有)小林牧場	125
	(株)町村農場	95
未利用木質バイオマス 	王子グリーンエナジー江別(株)江別発電所	25,000
下水汚泥バイオガス 	江別浄化センター	250
廃棄物燃焼熱 	江別市環境グリーンセンター	1,980
地中熱 	野幌駅北口広場	※ヒートポンプ式 ロードヒーティング
	野幌駅南口広場	

資料 9 用語解説

英 数

BDF【P.40】

Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）の略称です。廃食油をリサイクルしてつくることができ、軽油の代替燃料となります。

BOD【P.63】

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称です。水中の有機物が、微生物によって分解される際に消費される酸素量を示しており、値が大きいほど水が有機物で汚れていることを示します。

ESCO（エスコ）事業【P.43】

Energy Service Company（エネルギーサービスカンパニー）の略称です。ESCO 事業者が、建物の電気設備等の省エネ化を、資金調達から設計・施工・管理まで一括して請け負い、その経費節減分を発注者と分配する仕組みです。

ESG【P.77】

非財務情報である環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮した投資活動や経営・事業活動です。

HEMS（ヘムス）【P.41】

Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略称です。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムです。商用ビル向けはBEMS（ベムス）、工場向けはFEMS（フェムス）と呼びます。（詳細は、P.42 のコラムを参照）

J-クレジット【P.39】

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。クレジットの創出で、温暖化対策に積極的な企業・団体としてPRすることができ、また、クレジットの購入を通して、企業活動等を後押しすることができるなどのメリットが挙げられています。

PM2.5【P.68】

Particulate Matter_{2.5}（微小粒子状物質）の略称です。大気中に浮遊する粒径 2.5 μm（マイクロメートル）以下の小さな粒子で、炭素・硝酸塩・硫酸塩などを含んだ大気汚染物質です。非常に小さく、空気中に長く留まるため、肺の奥深くまで入り込んで呼吸器などに悪影響を及ぼすとされています。

PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）【P.69】

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者は環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を自ら把握して、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計・公表する仕組みです。

SSP シナリオ【P.23】

気候変動の予測においては、様々な可能性・条件を考えに入れた上で、気候変動が進行した場合の「すじがき」を「シナリオ」と呼んでいます。また、気候変動の予測を行うためには、放射強制力（気候変動を引き起こす源）をもたらず温室効果ガスや大気汚染物質の排出量と土地利用変化を仮定する必要があります。

これらは SSP_{x-y} と表記され、x は 5 種の SSP（1：持続可能、2：中道、3：地域対立、4：格差、5：化石燃料依存）、y は 2100 年頃のおおよその放射強制力（気候変動を引き起こす源）を表します。

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

▶SSP1-1.9：

持続可能な発展の下で気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオで、21 世紀半ばに CO₂ 排出の正味ゼロを見込んでいます。

なお、SSP1 は、“持続可能性-グリーンロードを進む（緩和と適応への低い課題）” と言われています。

▶SSP1-2.6 :

持続可能な発展の下で気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオで、21 世紀後半に CO₂ 排出の正味ゼロを見込んでいます。

▶SSP2-4.5 :

中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオです。

なお、SSP2 は、“道半ば（緩和と適応への中程度の課題）”とされています。

▶SSP3-7.0 :

地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオです。

なお、SSP3 は、“地域間の対立-険しい道（緩和と適応への高い課題）”とされています。

▶SSP4（参考） :

“不平等-分かれ道（緩和には低い課題、適応には大きな課題）”とされています。

▶SSP5-8.5 :

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量のシナリオです。

なお、SSP5 は、“化石燃料による開発-ハイウェイ（緩和には大きな課題、適応には低い課題）”とされています。

ZEB（ゼブ）【P.33】

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。断熱性能の向上と高効率設備の導入により大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間のエネルギー収支ゼロを目指す建物です。住宅で同じ条件の建物を目指す場合は、ZEH（ゼッチ）と呼びます。（ZEHの詳細は、P.38のコラムを参照）

3R（スリーアール）+Renewable（リニューアブル）【P.47】

Reduce（リデュース＝発生抑制）・Reuse（リユース＝再使用）・Recycle（リサイクル＝再生利用）に、Renewable（リニューアブル＝再生素材や再生可能資源への切替え）を加えた言葉です。

6次産業化【P.60】

農林漁業（1次産業）が、製造・加工（2次産業）やサービス・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値を高めて所得の向上を目指すことです（1次×2次×3次＝6次産業）。

30・10運動【P.47】

宴会の食品ロスを削減する取組で、乾杯からの30分間と終了前の10分間は、自分の席で料理を楽しみ食べ残しを減らすことです。

あ 行

エコマーク【P.53】

生産から廃棄までのライフサイクル全体で、環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

エシカル消費【P.52】

人や社会・環境・地域に配慮したものやサービスをを選んで消費することです。

▶「環境」への配慮

リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証があるエコ商品を選ぶことです。

▶「社会」への配慮

売上金の一部が寄付につながる寄付付き商品や、発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引されたフェアトレード商品を選ぶことです。

▶「人」への配慮

働きたい障がいがある人を支援している事業者の商品など、障がいがある人の支援につながる商品を選ぶことです。

▶「地域」への配慮

地元の産品を買うことで、地産地消につながり、地域活性化や輸送エネルギーを削減できます。また、被災地の特産品を消費することで経済復興を応援できます。

▶「生物多様性」への配慮

適切に管理された森林資源を使用した FSC® 森林認証ラベルのある商品（紙製品など）や、海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた MSC 認証のある水産物（シーフード）、環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の RSPO 認証のある商品（洗剤など）を選ぶことです。

か 行

外来種【P.55】

もともとその地域にいなかったのに、国内外の他地域から人の活動によって移動してきた野生動物植物です。近年、国内外において、外来種が地域

固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされています。

環境マネジメントシステム【P.30】

事業者等が環境に与える影響を軽減するための方針等を自ら設定し、その達成に取り組んでいくための仕組みです。

環境緑地保護地区【P.54】

「北海道自然環境等保全条例」により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区」として指定された地区です。

規制基準【P.68】

行政が、環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に行う個別の施策において、具体的に公害等の発生源を規制する基準です。ばい煙・粉じん・汚水・騒音・振動・悪臭等の発生について、それぞれ基準が設定されており、ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙については排出基準、工場や事業所の排水については排水基準が設定されています。

グリーン購入【P.49】

製品やサービスを購入する前に必要性をよく考えるとともに、購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶことです。

さ 行

持続可能な開発目標・SDGs【P.2】

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の行動目標です。環境・経済・社会に関する 17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットが設定されています。

※詳細は、資料 P.24 を参照。

生物多様性【P.54】

すべての生物の間に違いがあり、お互いにつながりを持っている状態のことです。生物多様性条約では、生物多様性には生態系の多様性（森林・河川などの多様な自然環境）、生物の多様性（動植物・昆虫・微生物などの多様な生き物）、遺伝

子の多様性（色・形・模様などの個性）の三つのレベルがあるとしています。

卒 FIT 電力【P.39】

FIT（フィット）とは、Feed-in Tariff（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の略称で、再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）で発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務付けています。電力会社が買取りに要した費用の一部は、再エネ賦課金という形で、電力利用者が電気料金の一部として負担しています。

卒 FIT 電力とは、この FIT での買取期間が終了した電力（住宅用太陽光発電の場合 10 年）のことです。

た 行

地域に裨益する再生可能エネルギー【P.26】

裨益とは、「助けになる、役立つ」などを意味する言葉です。「地域に裨益する再生可能エネルギー」とは、エネルギーの地産地消などで、再生可能エネルギーに関する事業の収益や防災効果などが地域に還元されることを指しています。

鳥獣保護区【P.54】

鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域です。保護区内では狩猟が禁止され、特別保護地区内では更に一定の開発行為が規制されます。

てまえどり【P.47】

食品ロスを削減する取組で、購入してすぐ食べる商品は、手前にある商品や期限の近いものを積極的に選ぶことです。

電動車【P.36】

電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・ハイブリッド自動車（HV）など、駆動に電気を用いる自動車のことです。EV は、蓄電池の役割を果たすこともできます。

統一省エネラベル【P.53】

家電製品の省エネルギー性能と年間の目安電気料金を表示した環境ラベルです。数字（星の数）

が多いほど省エネ性能が高い製品であることを示しており、省エネ製品を選ぶ際の目安となります。



▶ポイント① 多段階評価点

市場における製品の省エネ性能を高い順に、5.0～1.0までの41段階で表示します。

▶ポイント② 省エネルギーラベル

トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。

▶ポイント③ 年間目安エネルギー料金

当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。

※年間目安エネルギー料金とは、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金のことを指します。

<その他の環境ラベル>

▶エコマーク

生産から廃棄までのライフサイクル全体で、環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

(出典：公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局)



▶グリーンマーク

古紙を規定の割合以上原料に利用した製品であることを示した環境ラベルです。(出典：公益財団法人 古紙再生促進センター)



▶バイオマスマーク

生物由来の資源(バイオマス)を利用しており、品質及び安全性が関連する法規・基準・規格等に適合している商品を示す環境ラベルです。(出典：一般社団法人 日本有機資源協会)



は 行

バイオマス【P.31】

生物資源(Bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な有機性資源(化石燃料は除く)」のことです。食品残渣や家畜ふん尿などは廃棄物系バイオマス、木材は木質バイオマスと呼びます。

フードドライブ【P.51】

各家庭で使い切れない食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・子ども食堂などに寄贈する活動です。

フードバンク【P.51】

各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を受け取り、地域の福祉施設や子ども食堂などへ無償で提供する活動です。

保安林【P.61】

水源の涵養や土砂の崩壊その他の災害の防備など、特定の公益目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。市内では、野幌森林公園内の森林等が該当します。

ら 行

リターナブル容器【P.53】

中身を消費した後に販売店を通じて返却・洗浄して再び利用する容器です。

レジリエンス【P.35】











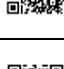

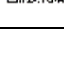

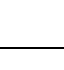
弾力性や回復力を表す言葉ですが、近年は災害への対応力という意味でも使われており、災害が発生しても被害を最小限に抑え、速やかに復興することができることを示します。

持続可能な開発目標・SDGs【P.2】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1「貧困をなくそう」 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2「飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3「すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4「質の高い教育をみんなに」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6「安全な水とトイレを世界中に」 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8「働きがいも経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9「産業と確信技術の基盤をつくろう」 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10「人や国の不平等をなくそう」 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11「住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12「つくる責任 つかう責任」 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13「気候変動に具体的な対策を」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14「海の豊かさを守ろう」 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15「陸の豊かさも守ろう」 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16「平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>出典：国際連合広報センター</p>	

資料 10 主な資料の出典

区分	出典元	資料 (HP) 名	URL	二次元 バ-コード
P2 図 1	環境省	森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏 構築の手引き	https://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/pdf/kyouseiken/tebiki_1.pdf	
P3 図 2	環境省	環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏	http://chiikijunkan.env.go.jp/	
P4 図 3	環境省	脱炭素ポータル	https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/	
P22 図 20	全国地球温暖化防止活動 推進センター	温室効果ガスと地球温暖化メカニズム	https://www.jccca.org/download/13102?parent=chart&chart_slug=&photogallery_slug=&keyword=#search	
P23 図 21	全国地球温暖化防止活動 推進センター	CO ₂ 累積排出量と気温上昇の関係	https://www.jccca.org/download/42990?parent=chart&chart_slug=&photogallery_slug=&keyword=#search	
P24 図 22	文部科学省	第 I 作業部会 (WG1) 報告書 (自然科学的根拠) 解説資料 一般向け解説資料 (基礎編)	https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kankyoku-100000543_9.pdf	
P25 図 23	気象庁	世界の年平均気温偏差 (°C)	https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/list/an_wld.html	
P25 図 24	気象庁	日本の年平均気温偏差 (°C)	https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/list/an_jpn.html	
P26 図 25	環境省	令和 3 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書	https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/pdf/1_1.pdf	
P27 図 26	経済産業省資源エネルギー 庁	「カーボンニュートラル」って何ですか? (前編) ~いつ、誰が実現するの?	https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joh_oteikyocarbon_neutral_01.html	
P27 図 27	内閣官房	地域脱炭素ロードマップ	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyou.pdf	
P28 図 28	北海道	ゼロカーボン北海道推進計画 (北海道地球温暖化 対策推進計画 (第 3 次) [改定版]) 概要版	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/ontaikeikakukaitel.html	
P29 図 29・図 30	環境省	部門別 CO ₂ 排出量の現況推計	https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html	
P31 図 33	江別市	江別市内の主な再生可能エネルギーマップ(R5.9)	https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/65375.pdf	
P32 図 34	経済産業省	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト	https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary	
P35 コラム	環境省	PPA モデルとは	https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/03/	

区分	出典元	資料（HP）名	URL	二次元 バーコード
P36 コラム	経済産業省	自動車の“脱炭素化”のいま（後編）～購入補助も増額！サポート拡充で電動車普及へ	https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoxev_2022now.html	
P38 コラム	経済産業省	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html	
P42 コラム	経済産業省	省エネって何？	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/what/	
P45 図 36	環境省	部門別 CO2 排出量の現況推計	https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikai.html	
P46 コラム	経済産業省	省エネポータルサイト	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html	
P46 コラム	環境省	ECO DRIVE チャレンジ	https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/lets_coolchoice/log_download/ecodrive/	
P48 図 37	江別市	清掃事業概要	https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gomi/2059.html	
P51 コラム	環境省	Plastics Smart	https://plastics-smart.env.go.jp/	
P51 コラム	環境省	【ハンドブック】ごみ拾いから始める海洋プラスチックごみ問題の解決：一般の方、地方自治体向け	https://plastics-smart.env.go.jp/education?_token=0fx8bIqsfesV8tRa08ZtexIirWGW3KNUsnxOPiX9&education=107	
P52 コラム	消費者庁	エシカル消費ってなあに？	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/material/assets/ethical_180409_0001.pdf	
P55 図 43	江別市	江別市鳥獣被害防止計画	https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/54369.pdf	
P55 コラム	環境省	30by30 ロードマップ本文	https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf	
P57 コラム	環境省	農泊推進実行計画の参考資料	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/suishin/attach/pdf/arikata-15.pdf	
P62 図 48・図 49 P63 表 2・図 50 P72 図 56	江別市	えべつ環境	https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/3323.html	
P76 コラム	環境省	デコ活 暮らしの中のエコろがけ	https://ondankataisaku.env.go.jp/deco katsu/	



第 2 次

江別市環境管理計画 兼地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和 6 (2024) 年 3 月 発行

江別市 生活環境部 環境室 環境課
TEL : 011-381-1019
E-mail : kankyo@city.ebetsu.lg.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。